

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（令和7年久喜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の改正規定を次のように改める。

第4条 久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則

第1条中「及び久喜市立中学校」を「、久喜市立中学校」に改め、「（以下「中学校」という。）」の次に「及び久喜市立義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）」を加える。

第5条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（選択校の指定）

第6条 教育委員会は、第2条から前条までの規定に関わらず、学区に関して弾力的な運用をすることができる区域（以下この条及び別表第5において「調整区域」という。）を定めることができる。

2 調整区域に居住する小学校就学予定者の保護者からの申出があったときは、第2条の規定により通学すべき学校として指定されている学校（次項及び別表第5において「指定校」という。）以外の学校（次項及び別表第5において「選択校」という。）に通学できるものとする。

3 調整区域、指定校及び選択校は、別表第5のとおりとする。

第4条第1項中「前2条に規定する就学すべき小学校又は中学校」を「前3条に規定する就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（以下この条において「学校」という。）」に、「小学校又は中学校の属する」を「学校の属する」に、「又は別表第2の地区の欄」を「、別表第2の地区の欄又は別

表第 3 の地区の欄」に、「就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校」を「就学すべき学校以外の学校」に改め、同条第 2 項中「小学校又は中学校」を「学校」に、「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同条第 3 項中「就学すべき小学校又は中学校以外の小学校又は中学校」及び「就学すべき小学校または中学校以外の小学校又は中学校」を「就学すべき学校以外の学校」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(義務教育学校の学区)

第 4 条 義務教育学校の学区は、別表第 3 のとおりとする。

別表第 1 鷺宮地区の部久喜市立鷺宮小学校の項を削り、同部久喜市立砂原小学校の項中「(鷺宮小学校の通学区域を除く。)」を削る。

別表第 2 鷺宮地区の部久喜市立鷺宮西中学校の項を削る。

別表第 3 中「(第 4 条関係)」を「(第 5 条関係)」に、同表中

「

1	転居・転出の場合	小学校	1 ～ 4 年	(1) 4 月 1 日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 学期末又は学年末まで	転出証明書又は住民票
			5 ～ 6 年		(1) 卒業まで	
		中学校	全学年	(1) 4 月 1 日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 卒業まで	

」

を

「

1	転居・転出の場合	小学校	1～4年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 学期末又は学年末まで	転出証明書又は住民票
			5～6年		(1) 卒業まで	
		中学校	全学年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 卒業まで	
		義務教育学校	1～4年	(1) 4月1日以降転居・転出し、通学上支障のない場合	(1) 学期末又は学年末まで	
			5～9年		(1) 卒業まで	

」

に改め、同表2の項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の次に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同表4の項中

「

(1) 小学校1～4年 については学期末まで 小学校5・6年につ いては卒業まで 中学校については卒 業まで

」

を

「

(1)	小学校 1 ～ 4 年
	については学期末まで
	小学校 5 ・ 6 年につ
	いては卒業まで
	中学校については卒
	業まで
	義務教育学校 1 ～ 4
	年については学期末ま
	で
	義務教育学校 5 ～ 9
	年については卒業まで

」

に改め、同表を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 4 条関係）

地区	学校名	通学区域
鷺宮地区	鷺宮西小中学校	久本寺、中妻、葛梅、上内及び鷺宮の各一部（砂原小学校の通学区域を除く。）、栄 1 丁目、葛梅 1 丁目、葛梅 2 丁目、葛梅 3 丁目

別表に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 6 条関係）

調整区域	指定校	選択校
砂原小学校の通学区域	砂原小学校	鷺宮西小中学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。